

- (2) いじめが疑われる行為等を発見したとき、あるいは、相談、訴え、通報等があったときは、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、情報の共有を行うと共に、情報収集を進め、情報分析を行う。
- (3) 「いじめ防止委員会」は、担任、関係児童、保護者等から情報を収集し、いじめの有無、その具体的な内容等を確認する。
- (4) 状況把握、分析の結果は、保護者に連絡する。
- (5) 同時に教育委員会へ報告を行う。
- (6) 分析に基づき、方針を決定し、取組を実施する。
- (7) 被害児童とその保護者への支援を行う。
- (8) 加害児童への指導を行うと共に、その保護者に協力を求め、よりよい成長に向けて連携する。
- (9) 被害児童の生命、身体、財産に被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察等との連携を行う。
- (10) 関係した児童に対して、よりよい成長に向けた指導を行う。
- (11) いじめ等の起きた学級、学年等の児童に対して、よりよい人間関係を築き、学校生活を改善していくための指導を行う。
- (12) 以上の取組については、すべて定められた書式にて記録を行う。

3 情報ネットワークを介したいじめへの対応

- (1) 情報ネットワークによるいじめ（以下ネットいじめ）について最新の状況を把握する。
- (2) 情報モラルについての教育を計画的に実施する。
- (3) ネットいじめが起きたときは、関係機関を通して書き込み等の削除を行い、前項に示した対応を行う。

第7 重大事態への対処

1 調査

重大事態が起きたときは、教育委員会の指導を受けて、対応する主体等を決定する。学校が調査を行う場合においては、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童及び保護者の意向を踏まえ、事実関係を詳細に把握する。

2 対策及び保護者への情報提供

調査に基づき、関係機関の援助、指導を受けながら、対策を実行すると共に、被害児童及びその保護者に情報を提供する。

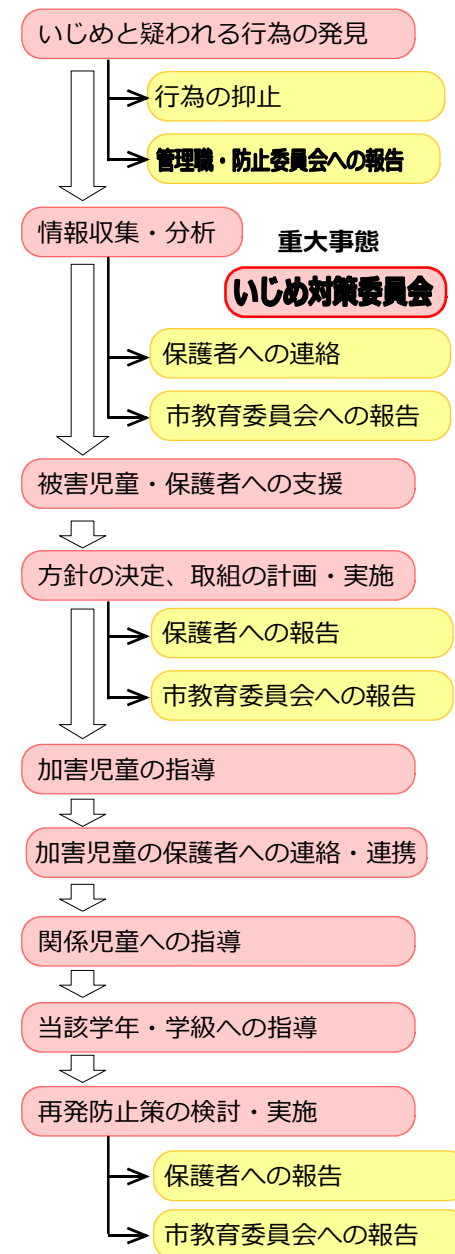


図8 いじめ対応の流れ